広島県後期高齢者医療広域連合監査専門委員の設置等に関する規程

令和２年１月２８日
監査委員訓令第２号

（趣旨）

第１条　この規程は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２９２条において準用する法第２００条の２に規定される監査専門委員の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　法第２００条の２の規定に基づき、専門性の高い監査の事務に対応するため、必要に応じ、監査委員に広島県後期高齢者医療広域連合監査専門委員（以下「監査専門委員」という。）を置く。

（選任）

第３条　代表監査委員は、事務を遂行するために必要な知識、技能及び経験を有する者の中から、他の監査委員の意見を聴き、監査専門委員を選任するものとする。

（所掌事務）

第４条　監査専門委員は、監査委員の委託を受け、監査委員の権限に基づく事務に関し、必要な事項の調査及び研究等を行うものとする。

（身分）

第５条　監査専門委員は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第３条第３項第２号に規定する特別職の職員であって非常勤とする。

（報酬等）

第６条　監査専門委員の報酬及び費用弁償については、広島県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の議員報酬及び報酬並びに費用弁償等に関する条例（平成１９年広島県後期高齢者医療広域連合条例第１２号）による。

（守秘義務）

第７条　監査専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（その他）

第８条　この規程に定めるもののほか、監査専門委員の設置等に必要な事項は、監査委員が別に定める。

附　則

この訓令は、令和２年４月１日から施行する。